

印西市介護保険条例（平成12年3月15日条例第4号）抜粋

第18条（印西市介護保険等運営協議会の設置）

- 1 介護保険事業の円滑な実施を図るため、印西市介護保険等運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

第19条

- 1 協議会は、委員12人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - （1）被保険者の代表 4人以内
 - （2）介護に関し学識経験を有する者 4人以内
 - （3）介護サービスに関する事業に従事する者 4人以内
- 2 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 協議会に、会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

第20条

- 1 前条に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、規則で定める。

印西市介護保険事業実施規則（平成13年12月25日規則第58号）抜粋

第52条（印西市介護保険等運営協議会の所管事項）

- 1 条例第18条に規定する印西市介護保険等運営協議会（以下「協議会」という。）は、次に掲げる事項について調査審議する。
 - （1）市の高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の実施状況に関する事項
 - （2）市の高齢者福祉及び介護保険事業に関する重要施策事項
 - （3）前2号に掲げるもののほか、高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の円滑な実施を図るために必要な事項

第53条（意見の具申）

- 1 協議会は、前条の規定により調査審議した結果必要があると認めるときは、同条各号に掲げる事項に関して、市長に意見を述べることができる。

第54条（組織）

- 1 条例第19条第4項に規定する会長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。
- 2 協議会に副会長を置き、委員の互選によって、これを定める。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

第55条（会議）

- 1 協議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。
- 2 協議会は、条例第19条第1項各号に規定する委員の過半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第56条（協議会の事務局）

- 1 協議会の事務局を健康福祉部介護保険課に置く。